

## 春日井市妊産婦ケア事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦の心身ともに健康的な生活及び児童虐待の未然防止に資するため、子の養育に係る保健指導等及び妊産婦の心身が安らぐ場所の提供等を行う妊産婦ケア事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊産婦の心身の健康に関する相談、指導及び助言
- (2) 授乳、沐浴その他育児に関する相談、指導及び助言
- (3) 妊産婦の心身が安らぐことができる場所の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、母体及び乳児のケアに関するもの

2 事業は、春日井市健康管理施設条例（平成2年春日井市条例第23号。以下「条例」という。）第2条に規定する春日井市総合保健医療センターにおいて行うものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する妊産婦で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定妊婦（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。）
- (2) 特定妊婦であった産婦
- (3) 育児ストレス、産後うつ状態等による強い不安、孤立感等を抱える者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が身体的又は精神的な支援が必要と認める者

### (利用時間等)

第4条 事業の利用は、午前10時から午後4時までとする。

第5条 事業の利用は、1週につき1回を限度とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(利用手続)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用時に妊産婦ケア事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の利用のために必要があると認める場合は、申請書のほかに必要な書類の提出を求めることがある。

(利用決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに利用の可否等を決定し、妊産婦ケア事業利用決定通知書（第2号様式）又は妊産婦ケア事業利用却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）に係る支援計画を作成しなければならない。

(届出)

第8条 事業の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市内に居住しなくなったとき。
- (2) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。
- (4) 申請書の内容に変更があったとき。

(利用決定の解除)

第9条 市長は、事業の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を解除することがある。

- (1) 前条第1号から第3号までの規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続があったとき。
- (3) 市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用を解除したときは、妊産婦ケア事業利用解除

通知書（第4号様式）により事業の利用者に通知するものとする。ただし、第8条の届出があった場合は、この限りではない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の春日井市妊産婦ケア事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市妊産婦ケア事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。